

# 平成23年上尾市教育委員会9月定例会の結果について

## 【会議開催日時・会場】

平成23年9月22日(木曜日) 午後3時00分 から 午後4時25分  
上尾市立富士見小学校 大会議室

## 【出席委員】

委員長 野澤治雄  
委員長職務代理者 河合悦子  
委員 本田直子  
委員 甲原裕子  
委員 細野宏道  
教育長 岡野栄二

## 【傍聴人】 0人

## 【前回会議録の承認】

平成23年上尾市教育委員会第2回臨時会及び平成23年上尾市教育委員会8月定例会の会議録は、全員異議なく承認されました。

## 【会議録署名委員の指名】

甲原裕子委員が指名されました。

## 【議案の審議】

### ◎議案第51号 平成24年度当初教職員人事異動の方針について

平成24年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めることについて審議し、全員一致にて原案のとおり決定しました。〔議決第51号〕

### ◎議案第52号 上尾市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則の制定について

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の施行により上尾市スポーツ振興審議会条例(昭和51年上尾市条例第30号)が一部改正されたことに伴い、題名の改正等、所要の改正を行うことについて審議し、全員一致にて原案のとおり決定しました。〔議決第52号〕

### ◎議案第53号 上尾市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

スポーツ振興法(昭和36年法律141号)の全部改正によりスポーツ基本法(平成23年法律第78号)が施行されたことに伴い、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に変更するため所要の改正を行うほか、併せて委員が担当する職務を整理する改正を行うことについて審議し、全員一致にて原案のとおり決定しました。〔議決第53号〕

### ◎議案第54号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の施行により体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことに伴い、所要の改正を行いことについて審議し、全員一致にて原案のとおり決定しました。〔議決第54号〕

## ◎議案第55号 学校医の委嘱について

上尾市立学校の学校医である斎藤早苗医師が、9月30日をもって退任し欠員が生じるため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第3項の規定により、後任として委嘱することについて審議し、全員一致にて原案のとおり決定しました。 【議決第55号】

## ◎議案第56号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定に基づき、平成22年度における上尾市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いことについて審議し、全員一致にて原案の一部を修正して決定しました。 【議決第56号】

### 【報告事項】

報告1 2011図書館まつりくこどもの未来に～図書館からの贈り物～> の開催について

報告2 平成23年度委嘱研究発表会について

報告3 上尾市教育月間について

報告4 平成23年度就学時健康診断について

### 【日程報告】

教育委員会10月定例会	10月21日(金)	午前10時00分	市役所 教育委員室
教育委員会11月定例会	11月21日(月)	午後 2時30分	市役所 教育委員室
教育委員会12月定例会	12月27日(火)	午後 1時00分	市役所 教育委員室

### 【教育委員会委員長の選挙】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、教育委員会委員長の任期は1年とされています。上尾市教育委員会委員長の野澤治雄氏の任期が、平成23年10月11日をもって満了することから、上尾市教育委員会会議規則第4条第1項ただし書の規定に基づき、委員長の任期の満了前に、平成23年10月12日から平成24年10月11日までの1年間を任期とする委員長の選挙を行いました。選挙の方法については、同規則第4条第2項の規定により指名推選により実施しました。

委員から野澤治雄委員の推選があり、全員一致で野澤治雄委員を委員長とすることを決定しました。

### 【教育委員会委員長職務代理者の指定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項には、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定されています。

委員長職務代理者の指定の方法については法令に定めがありませんが、委員長の選挙と同様に指名推選の方法により行ったところ、委員から河合悦子委員の推選があり、全員一致で河合悦子委員を委員長職務代理者に指定することを決定しました。